霊園使用者募集案内書

とうへいれいえん

日立市東平霊園

~太平洋を望む 春に桜咲く 緑豊かな霊園~

1 霊園の概要

- (1) 名 称 日立市 東平霊園
- (2) 所 在 地 日立市高鈴町1丁目2848番1
- (3) 区 画 数 879区画
- (4) 施設・設備 駐車場 4ヶ所 (35台)、トイレ1棟

水汲み場4ヶ所(手桶あり)



2 募集している区画

令和7年11月1日現在

種別	面積	募 集 区画数	霊園使用料		霊園管理料	仕様
			市内のかた	市外のかた	(年)	1上作
第1種	12m²	9基	1,200,000円	1 440 000円	12,600円	
			1,200,0001	.,,	12,0001]	・土地のみです。

- (1) 受付は、先着順になります。
- (2) 使用を希望する区画を自由に選択できます。現地を確認のうえ申込してください。
- (3) 霊園使用料には、墓碑等の設置費用は含まれておりません。
- (4) 霊園管理料は、1年分の金額です(使用料とは別途に納めていただきます。)。管理料は 霊園の共有部分(通路、緑地等)の維持管理に使われ、納付は1年ごとになります。

3 申込者資格

- (1) 墓を必要としているかたであれば、どなたでも申し込むことができます。
- (2) 申込みは、一世帯につき1通(1区画)のみです。二重申込み及び虚偽等の不正申込をされた場合は、無効となります。

4 申込みから使用までの流れ

次の書類等を**環境推進課衛生管理係窓口**へ提出してくだ さい。 ①「霊園使用許可申請書」 平日 …申請者の項目に記入してください。 …希望する区画は記入しないでください。 (1)午前9時 使用許可申請 から ②「住民票抄本」(日立市に住所のある方を除きます。) 午後4時 …本籍記載、申込日前1ヶ月以内に交付されたもの 30分まで ③「切手140円分」 …郵送による霊園使用許可証の交付を希望する場合 (2)使用料 • 管理料 申込日の 書類審査後、「使用予定者」となったかたに霊園 翌月初旬 使用料及び霊園管理料の納付通知書を郵送します。 納付通知書の 発送 納付通知書に記載された納付期限までに、<u>お近くの</u> 銀行、市民課、各支所のいずれかで納付してください。 ①霊園使用料及び霊園管理料の領収書は、霊園使用許可 (3)指定の 証の交付の際必要となりますので、大切に保管してく 使用料 · 管理料 ださい。 納付期限 の納付 ②納付期限までに霊園使用料及び霊園管理料を納付しな いときは、使用を辞退したものとして取り扱います。 (辞退される場合は、所定の辞退届に署名・捺印をし ていただきます。)。 霊園使用料及び霊園管理料を納付されたかたに「霊園 使用許可証」を交付します。 時 間:午前9時から午後4時30分まで (休日は交付できません。) 申込翌月 (4)場 所:日立市役所 環境推進課 衛生管理係 霊園使用許可証 ①窓口交付の際、霊園使用料及び霊園管理料の領収書を の交付 提示していただきます。 ②(1)の手続きで郵送による交付を希望されているかた には郵送します。

できません。

2

霊園使用 許可証の

交付日

霊園の使用開始

<u>許可証が交付された日から使用開始</u>となります。

使用開始日前には、墓碑等の設置工事や焼骨の埋蔵は

5 霊園管理料の納入方法について

翌年度からの霊園管理料の納付方法については、下記の二つの方法がありますので、どちらかの方法をお選びください。

(1) 口座振替による納入

「市税等預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、口座を開設している各金融機関に 提出してください。 *利用できる金融機関は依頼書をご覧ください。

(2) 納入通知書による現金での納付

市から送付する納入通知書により、現金で金融機関、市役所市民課、各支所で納入します。

6 霊園使用上の注意

- (1)納付された墓所使用料は、原則として返還しません。ただし、許可を受けた使用開始の日から 3年以内に墓所を使用しなくなったときは墓所使用料の半額、3年を超え10年以内に墓所を使 用しなくなったときは4分の1の額を返還します(下記のいずれにも該当する場合に限ります)。
 - (①墓所を現状に回復すること。②墓碑等を設置したことがないこと。③焼骨を埋蔵したことがないこと。)
- (2) 霊園を使用しなくなった場合は、未使用月数分の霊園管理料を返還します。
- (3) 霊園には、焼骨以外は埋蔵することはできません。
- (4) 霊園使用権の譲渡、転貸はできません。
- (5) 焼骨を埋蔵するまでに、納骨施設及び使用する区画を明示するための囲障(高さ1m 以内)を設けていただきます。
- (6) 区画に墓碑等を設置する場合は、設備の種類、設置場所、寸法等について制限がありますので、「7 墓碑等の設置基準」を参照してください。
- (7) 墓碑に家名を表示する場合は、原則として霊園の使用許可を受けたかたの姓とします。
- (8) 墓碑等の設置は、使用者の負担で施工してください。(工事期間は1ヶ月以内です。)
- (9) 使用区画は、使用者の責任において除草清掃して清潔に使用し、他に迷惑を及ぼさないようにしてください。また、霊園の樹木が枯れてしまうため、除草剤は使用しないでください。

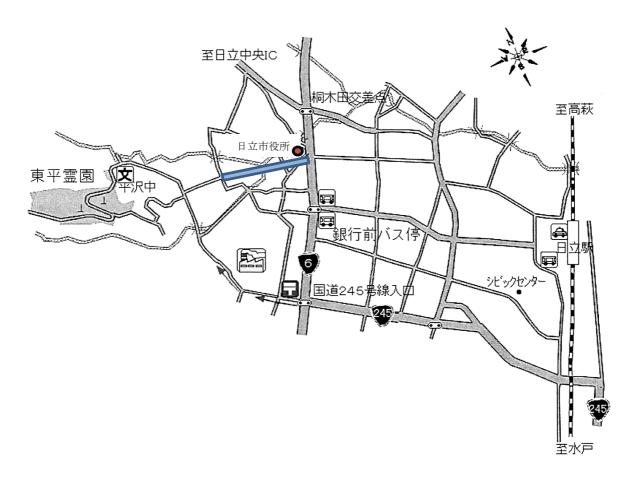
7 墓碑等の設置基準

設備の種類	設 置 基 準	設備の種類	設 置 基 準
墓碑	高さ3m以内	その他の設備	高さ3m以内
外柵(囲障)	高さ1m以内	樹木の植栽	高さ3m以内

- 備考 1 高さの基準面は、前通路面とします。
 - 2 盛土の高さは、1 m以内で囲障の高さを超えないものとします。
 - 3 納骨施設及び囲障は、焼骨を埋蔵するまでに設けてください。
 - 4 樹木の種類は、管理の容易なものとしてください。

日立市東平霊園案内

霊園案内図



霊園への交通案内

- 1 自動車の場合 国道6号「国道245号線入口」交差点から平沢中学校方面へ進んでください。
- 2 バスの場合 日立駅中央口から出て、「銀行前」経由のバスに乗車し、「銀行前」で下車後、 バス停から、徒歩約15分です。
- 3 タクシーの場合 日立駅中央口から約10分です。

お問い合わせ先 日立市 環境推進課 衛生管理係

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号 電話 0294-22-3111 内線542・543

IP電話 050-5528-5067(直通)

E-mail kankyo@city.hitachi.lg.jp 当月1日現在の墓所の空き状況はこちらから

